

公益財団法人寝屋川市保健福祉公社 居宅介護支援事業所指定居宅介護支援事業 運営規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社(以下「公社」という。)が設置する公益財団法人寝屋川市保健福祉公社居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)において実施する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定による指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社定款第3条に規定する目的を達成するため、公社の専門職員が要介護者(法第7条第3項に規定する者をいう。以下に同じ。)に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者(要介護者であって、公社と利用契約を締結し、指定居宅介護支援の提供を受ける者をいう。以下に同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、指定介護予防支援事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護

保険施設等との連携に努めるものとする。

5 前4項に定めるもののほか、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社居宅介護支援事業所

所在地 大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市立保健福祉センター内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

専門職員

ア 管理者 1名(常勤職員・介護支援専門員を兼務)

管理者は、職員に法令等を遵守させるために必要な業務及び利用の申込みに係る調整を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括する。

イ 介護支援専門員 3名(常勤職員・管理者を含む)

介護支援専門員は、第3条に規定する方針に基づき指定居宅介護支援の提供にあたる。

事務職員 1名(非常勤職員)

事務職員は、指定居宅介護支援の提供に必要な事務補助業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)を除く。

営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

利用相談 介護支援専門員は、通常、事業所内の相談スペースで、利用者若しくはその家族等又は市民より指定居宅介護支援その他の介護保険制度に関する相談を受けるものとする。

利用者状況の把握 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の有している能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握(以下「アセスメント」という。)するものとする。なお、使用する課題分析票の種類は全国社会福祉協議会方式とする。

利用者への情報提供 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成開始に当たっては、利用者及びその家族等に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等の名称、サービスの内容、利用料の情報を提供し、利用者又はその家族等がサービスの選択を可能とするように支援するものとする。

居宅サービス計画の原案作成 介護支援専門員は、利用者及びその家族等が指定した場所においてサービスの希望並びにアセスメントの結果に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供すべきサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。

サービス担当者会議の開催 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービスの担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

居宅サービス計画の確定 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画原案に位置付けたサービスの種類、内容及び費用について説明し、文書により同意を得るものとする。

サービスの実施状況の継続的な把握及び評価 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、少なくとも1月に1回は利用者の居宅を訪問するとともに、利用者及びその家族等並びに指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」と

いう。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他便宜の提供を行うものとする。

保険給付に係る給付管理 管理者は、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出するものとする。

要介護認定の申請に係る援助 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用者については、要介護認定申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。また、指定居宅介護支援の提供開始後、利用者に要介護認定等の更新の申請が必要とされる場合、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号。以下「介護報酬告示」という。)により算定された額とする。また、利用者から指定居宅介護支援に係る利用料の支払を受けた場合、提供した指定居宅介護支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項(個別の費用ごとに区分したもの)を記載した領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。

2 前項に規定する利用料のほか、利用者の選定により次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を提供する場合の交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を徴収するものとする。なお、公社の自動車等を使用した場合は、次の額を徴収するものとする。

事業所から片道 5 km 未満 200 円

事業所から片道 5 km 以上 10km 未満 400 円

事業所から片道 10km 以上 前号に 2 km ごとに 100 円を加算

(通常の事業実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 現に指定居宅介護支援の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態

が生じたときは、速やかに主治医、救急隊、当該利用者の家族等へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

- 2 会社は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生したときは、速やかに寝屋川市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 会社は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第 11 条 会社は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者又は家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 会社は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により寝屋川市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は寝屋川市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び寝屋川市が行う調査に協力するとともに、寝屋川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 会社は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者又はその家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第 12 条 会社は、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報については、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社個人情報保護規則(平成 24 年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規則第 7 号)の規定により適正に取り扱うものとする。

- 2 会社は、収集した利用者及びその家族等の個人情報については、利用者及びその家族等に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者及びその家族等の同意を得るものとする。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持するものとする。また、職員でなくなった後においても同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 会社は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

虐待を防止するための職員に対する研修の実施

成年後見制度に関する情報の提供

その他虐待防止のために必要な措置

- 2 会社は、指定居宅介護支援の提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者をいう。）又は指定居宅サービス事業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを寝屋川市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 会社は、職員の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 会社は、職員の労働衛生管理については、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、職員が感染源となることを予防する対策を講じるものとする。
- 3 会社は、職員並びに設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、サービス提供満了の日から2年間保管するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社居宅介護支援事業管理運営規程(平成24年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規程第9号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。